

令和 5 年度第 3 回
さいたま市地域包括支援センター
運営協議会要旨説明

議題（１） 介護予防支援事業所の指定について（介護保険課）

(資料 11～20 ページ)

要支援者に伴う介護予防支援について、既存の「地域包括支援センターが実施するもの」及び「地域包括支援センターが居宅介護支援事業者に委託して実施するもの」に加え、令和6年度から「居宅介護支援事業所が市町村からの指定を受けて、市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら実施できる」こととなります。

この介護予防支援事業所の指定にあたっては、介護保険法第115条の22第4項において、「あらかじめ当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされています。

そこで本市では、これまで地域包括支援センターが介護予防支援業務の一部を委託可能として承認を受けた別紙にある計300か所の事業所について、今後、介護予防支援事業の指定申請が提出された場合には、人員基準等を満たしていることを確認したうえで、指定できる事業所として扱う運用にしたいと、あらかじめ包括的に承認を求めるものです。

なお、今回承認をお願いする事業所のうち、実際に介護予防支援事業所として指定した場合には、次回以降の運営協議会で随時報告します。

～ 次頁へ ～

また、今回承認をお願いする事業所以外の事業所で、今後新規に居宅介護支援事業所の指定を受けた事業所等の取り扱いについては、新規指定申請後に介護予防支援従事者の研修受講をしていただくとともに、介護予防支援事業の指定に関し、さいたま市地域包括支援センター運営協議会で意見聴取をさせていただいた後、指定等をするかたちとします。

最後に、居宅介護支援事業所が市町村からの指定を受けて介護予防支援を行う場合は、当該事業者に対し「介護予防支援計画の検証のため必要があるときは情報の提供を求めることができる」ものとされていますが、これらの事項については改正される介護保険法施行規則に準じて対応していくこととします。